

被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。

1. 労働保険料等の免除 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月28日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】

岩手県、宮城県、福島県の全域、
青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部（詳細裏面）

【要件】

- ①平成23年3月11日に、事業場が対象地域に所在していたこと
- ②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2. 申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を一律に延長**しています。

【対象地域】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（H23.5.2時点）

【要件】特にありません（一律に延長）

※延長された後の期限は、今後被災の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、可能な方は通常どおり行っていただきますよう、お願いいたします。**

3. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。



詳しいことは、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]までお尋ねください。

特定被災区域一覧(H23.5.2時点)

[青森県](2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]

[宮城県]

[福島県]

全 域

[茨城県](30市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県](9市7町)

宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県](17市6町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県](2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県](1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法の適用市町村以外の市町村です。

詳細は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)をご参照ください。